



お知らせ

固定資産税
こんなときは届け出を

固定資産税は毎年1月1日を基準日として課税されます。令和4年中に新増築が完了した建物については調査が必要です。職員が訪問しますので、都合の良い日時（休日を除く）をご連絡ください。取り壊し建物については「取り壊し届」をご提出いただくか、ご連絡ください。現

地を確認後、取り壊した家屋の固定資産税は次年度から課税されなくなります。詳細はお問い合わせください。

問・申込 税務課資産税係
(☎内線131~135)

住民税非課税世帯等への
物価高騰対策給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等を対象に給付金を支給します。

支給対象世帯

① 住民税非課税世帯

基準日（令和4年9月30日）において、中津川市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯

② 家計急変世帯

申請時点で中津川市に住民登録があり、予期せぬ理由で収入が減少したことにより、令和4年1月から12月までの家計が急変し、令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

注意事項

①、②ともに世帯全員が、住民税均等割が課税されている他の親族などの扶養を受けている場合は対象となりません。

①、②の併給はできません。DVなどを理由に避難中の方でも給付の対象になる場合がありますので、お問い合わせください。

申請期限

令和5年1月31日(火)

問・申込 社会福祉課
(☎内線446・447)

10年たったらとりカエル
住宅用火災警報器



ご家庭に住宅用火災警報器を設置していますか。また、設置してある住宅用火災警報器の点検をしたことがありますか。

警報器の寿命はおおむね10年です。点検して作動しなければ、機器の故障か寿命です。新品に取り換えましょう。

問 予防課 (☎66-1619)

中津川市暮らしのガイドブックを
発行します



広告掲載のご協力をお願いします

市では、市役所の業務案内と観光や文化などの地域情報を掲載した「中津川市暮らしのガイドブック（2023年版）」を発行します。この冊子は、地域事業者の皆さんの広告掲載料を財源として、公募により決定した民間事業者（株サイネックス）と協働で発行し、市内全世帯に配布するものです。

12月初旬頃から、株サイネックスの営業担当者が市内の事業所などへ広告掲載のお願いに伺いますので、暮らしに役立つ情報誌の発行にご協力ください。

発行時期 令和5年5月予定

発行部数 34,000部

配布先 市内各世帯

※広告料は掲載枠により異なります。詳しくは株サイネックスへお問い合わせください。

問・申込 株サイネックス中部・北陸営業部東海支店
(☎059-361-1144)

担当課 広報広聴課 (☎内線313)

申請方法

① の世帯

対象の可能性のある世帯には、「給付金支給要件確認書」を順次郵送します。必要事項を記載のうえ、返送ください。

※令和4年1月以降に転入した方がいる世帯の場合、別途、申請が必要な場合があります。

② の世帯

申請方法や必要書類などをご案内しますので、対象と思われる方はお問い合わせください。

NEW 宝くじ

すぐ買える 当たりがわかる クイックワン

宝くじ 公式サイト

Quick One クイックワン

宝くじ 公式サイトで発売中!

宝くじの収益金は、私たちの街の公共事業等に役立てられています。公益財団法人岐阜県市町村振興協会

アンケートにご協力ください

広報なかつがわ、市ホームページに関するアンケートです。皆様のご意見をお待ちしています。

回答期間 12月1日(木)~12月31日(土)

問 広報広聴課 (☎内線315)